

## 兵庫大学生涯福祉学部履修規程

平成20年4月1日制定  
兵大程第134号

(目的)

第1条 この規程は、兵庫大学学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学生涯福祉学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 学則第19条別表第5、別表第6-1、6-2及び6-3に掲げる授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(必修科目、選択科目)

第3条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目・・・必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目・・・指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(単位の計算方法)

第3条の2 授業科目の単位の計算方法は、学則第21条に規定するところによる。ただし、1単位の授業時間が講義・演習30時間、実験・実習又は実技40時間又は45時間の授業科目については別表1のとおりとする。

(履修登録)

第4条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

2 学生が履修登録できる年間単位数及び一の学期に登録することのできる単位数は、次のとおりとする。ただし、他学部他学科の授業科目の単位は含まない。

学科	単位数（年間）	学期の上限
社会福祉学科	60	36
こども福祉学科	50	30

- 3 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。
- 4 各学期において、履修登録者数が5人以下の授業科目は、原則として不開講とする。
- 5 前項の不開講とする科目には、次の科目は対象としない。
  - (1) 必修科目
  - (2) 資格・免許に関する科目
  - (3) 再履修者のみを対象としている科目
- 6 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(進級要件)

第5条 社会福祉学科については、4年次に進級するためには、3年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 卒業要件の対象となる科目について、80単位以上を修得し、かつ第15条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が2.0以上。
- (2) 卒業要件の対象となる科目について、94単位以上修得

第5条の2 こども福祉学科については、3年次に進級するためには、2年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 卒業要件の対象となる科目について、50単位以上を修得し、かつ第15条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が2.0以上
- (2) 卒業要件の対象となる科目について、62単位以上修得

(ソーシャルワーク実習Ⅱ、ソーシャルワーク実習Ⅲ、メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習の履修要件)

第6条 社会福祉学科において、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」「ソーシャルワーク実習Ⅲ」「メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習」を履修登録するためには、履修登録時までそれぞれ別表2に指定する科目を修得していなければならない。

(保育実習の履修要件)

第6条の2 こども福祉学科において、「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」「保育実習指導ⅠA」「保育実習指導ⅠB」「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」「こども音楽療育実習」「児童福祉実習」を履修登録するためには、履修登録時までそれぞれ別表3に指定する科目を修得していなければならない。

(児童厚生員一級指導員の取得要件)

第6条の3 こども福祉学科において、児童厚生員一級指導員の資格を得ようとする者は、学則に規定する卒業の要件を充足し、かつ別に定める科目を修得していなければならない。

(再履修)

第7条 学生は、不合格となった授業科目を修得するためにその科目を翌年度以降に再履修することができる。

2 試験の結果、可以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(試験の種類)

第8条 本学部で行う試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験

### (3) 再試験

#### (試験の受験資格)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目
- (3) 授業の出席回数が、当該授業科目の定められた授業実施回数の三分の二に満たないときその授業科目。ただし、学外実習科目については別に定める。

#### (定期試験)

第10条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。
- 3 定期試験の判定は、100点満点とする。
- 4 その他定期試験について必要なことは、別に定める。

#### (追試験)

第11条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を希望する者は、あらかじめ試験開始日までにその旨を教務課へ届けなければならない。
- 3 学部長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めるときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、一回のみ行う。
- 5 追試験の判定は、定期試験に準ずる。
- 6 その他追試験について必要なことは別に定める。

#### (再試験)

第12条 社会福祉学科において、学生は、定期試験等を受験し、不可となった履修登録科目のうち、点数が40点～59点の学科専門教育科目の講義科目について、再試験を受験することができる。ただし、受験できる科目数は、各学期二科目までとする。

- 2 こども福祉学科において、学生は、定期試験等を受験し、不可となった履修登録科目について、再試験を受験することができる。ただし、受験できる科目は、学科専門教育科目の講義科目又は演習科目とし、受験できる科目数は、I期、II期を通じて最大四科目とする。
- 3 再試験を希望する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。
- 4 教務委員長は、前項の者が再試験願いを提出し妥当と認めるときは、再試験を

行う。

- 5 再試験は一科目につき一回のみ行う。
- 6 再試験の成績評価は、可又は不可の評価をもってする。
- 7 その他再試験について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第 13 条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の受験を無効とする。

(成績評価)

第 14 条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。

2 成績評価は次の基準によるものとし、可以上をもって合格とする。

- (1) 秀 90 点～100 点
- (2) 優 80 点～ 89 点
- (3) 良 70 点～ 79 点
- (4) 可 60 点～ 69 点
- (5) 不可 60 点未満

3 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 3 号に規定する当該授業科目の成績評価は「欠格」とする。

(GPA)

第 15 条 各学期毎に、GPA を表示し、以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

(小数点第 3 位以下切り捨て)

- 2 前項の算出については、卒業要件に関する科目を対象とする。
- 3 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(単位の授与)

第 16 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業要件)

第 17 条 所定の期間在学し、別表 4 に定める授業科目群から、社会福祉学科は 124

単位以上、こども福祉学科は 124 単位以上を修得した者について卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 3 号の規定については、平成 25 年以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項については、平成 26 年度以前に入学した在学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項については、平成 27 年度以前に入学した在学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、第 15 条の規定については、平成 30 年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定については、令和元 (2019) 年度以前

に入学した在学者にも適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条の 2 関係)

学科	授業形態	1 単位の授業時間	授業科目
社会福祉学科	実習	45 時間	「社会福祉アドバンス実習」 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」 「ソーシャルワーク実習Ⅱ」 「ソーシャルワーク実習Ⅲ」 「メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習」 「スクール・ソーシャルワーク実習」 「インターンシップ」
こども福祉学科	演習	30 時間	「乳児保育Ⅱ」 「障害児保育Ⅰ」 「障害児保育Ⅱ」 「社会的養護Ⅱ」 「こどもの健康と安全」 「こどもの食と栄養Ⅰ」 「こどもの食と栄養Ⅱ」 「保育内容・音楽表現」 「保育内容・身体表現」 「保育内容・言語表現」 「保育内容・造形表現」 「こども音楽療育演習」 「子育て支援」 「保育実習指導ⅠA」 「保育実習指導ⅠB」 「保育実習指導Ⅱ」 「保育実習指導Ⅲ」 「教育実習指導」 「児童福祉実習指導Ⅰ」 「児童福祉実習指導Ⅱ」
	実習	40 時間	「保育実習ⅠA」 「保育実習ⅠB」 「保育実習Ⅱ」 「保育実習Ⅲ」 「教育実習」 「こども音楽療育実習」 「児童福祉実習Ⅰ」 「児童福祉実習Ⅱ」

別表 2 (第 6 条関係)

授業科目	指 定 す る 科 目 名
ソーシャルワーク実習Ⅱ	「社会福祉の原理と政策Ⅰ」 「社会福祉の原理と政策Ⅱ」 「障害者福祉」 「児童・家庭福祉」 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」
ソーシャルワーク実習Ⅲ	「高齢者福祉」 「ソーシャルワークの理論と方法」 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」 「ソーシャルワーク実習Ⅱ」
メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習	「現代の精神保健の課題と支援Ⅰ」 「現代の精神保健の課題と支援Ⅱ」 「障害者福祉」 「精神保健福祉制度論」 「精神障害リハビリテーション論」 「メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」

別表 3 (第 6 条の 2 関係)

授業科目	指 定 す る 科 目 名
保育実習ⅠA 保育実習ⅠB 保育実習指導ⅠA 保育実習指導ⅠB	「こども家庭福祉」「保育原理」「社会的養護Ⅰ」 「こどもの心理学Ⅰ」「乳児保育Ⅰ」「こどもの保健」
保育実習Ⅱ 保育実習指導Ⅱ	「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」
保育実習Ⅲ 保育実習指導Ⅲ	「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」
こども音楽療育実習	「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」
児童福祉実習	「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」

別表 4 (第 17 条関係)

社会福祉学科

授 業 科 目 群	共通教育科目		22 単位以上
	専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	18 単位以上
		ソーシャルワーク共通科目	30 単位以上
		ソーシャルワーク基盤科目	4 単位以上
		専門発展科目	4 単位以上
その他、上記の授業科目群のいずれかから 46 単位以上			
			合計 124 単位以上

こども福祉学科

授 業 科 目 群	共通教育科目		10 単位以上
	専 門 教 育 科 目	幼児教育・保育の基盤	16 単位以上
		幼児教育・保育の基本	38 単位以上
		こどもの理解・社会の理解	26 単位以上
		特別支援	6 単位以上
		実習	—
その他、上記の授業科目群のいずれかから 28 単位以上			
			合計 124 単位以上